

N I P 用紙仕様書

1 品名等

N I P (ノンインパクトプリンタ) 用紙

2 規格等

(1) 原紙

N I P 専用で作られた連続用紙で、J I S P 0 2 0 1 (連続伝票用紙の寸法規格) に準じた品質を持つこと。一般的には、次の要件を満足するものとする。

ア 印字性、筆記性に優れていること。

イ 折れ、シワ、湾曲がないこと。

ウ 紙面がコーティングされていたり、プラスチック物質を含んでいないこと。

エ プリンタの出力テンション、定着ロールの熱、圧力に耐えうる十分な強度をもつこと。

オ 紙粉が極力少ないこと。

カ 紙の繊維の配列方向が、用紙の上下(長手)方向に対して角度0であること。

(2) 用紙連量(紙厚)

用紙連量は55kgとする。

(3) 用紙色

白色無地とする。

(4) 折りたたみ長および用紙幅

折りたたみ長(縦)	11インチ(279.4mm)
用紙幅(横)	15インチ(381.0mm)

(5) 送り孔

送り孔は用紙の左右両端に設けられており、完全に切り抜かれていること。

なお、送り孔の位置と寸法については、J I S X 6 1 9 5 に準ずること。

(6) ミシン目

ア 折りたたみミシン目と右送り孔部（右耳）の縦ミシン目のみとする。

イ ミシン目の寸法規格は次のとおりとする。

タイ部	0.8～1.0 mm
カット部	1.9～2.3 mm

ウ 用紙の左右両端はタイ部とし、ミシン止めをすること。なお、止め寸法は左右2～3 mmとする。

エ 右送り孔部（右耳）の縦ミシン目は、用紙右端から0.5インチ（12.7 mm）の位置に入れること。

(7) 折りたたみ均一性

用紙の折りたたみ均一性については、高さ50 mm分の用紙を水平に置いた場合、傾斜長が12 mm以下でなければならない。

(8) 納入時の条件

ア 連続2,000ページを1包とし、梱包はダンボール製収容箱を使用すること。

イ 用紙の最初の折り目は谷ミシンとすること。この場合、最上面は非印刷面(裏)、その裏面が印刷面となる。

なお、これができない場合は、最初の印刷面に「表」「印刷面」等の表記をすること。

ウ 収容箱は余分な空間のない形状、寸法とすること。

3 数量

(1) 最小発注数量 10箱

(2) 発注予定数量 430箱程度

4 納入方法等について

(1) 契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

(2) 納品場所は、秋田市企画財政部情報統計課とする。

(3) 納品にあたっては、発注した課所室の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。
- (2) 最小発注数量あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (3) 秋田市が、契約業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。
- (4) 物品の発注から2日以内に納入できること（ただし、大量に発注する場合は除く）